

県から熊本市へ権限移譲となる事務

指定都市の長が処理する事務は、次の表に掲げる事務内容である。

事務内容	根拠法令
<p>県が処理することとされている事務のうち、熊本市の範囲における事務 (ただし、以下の事務は、移譲しない)</p> <p>① 高圧ガス製造保安責任者及び販売主任者に関する試験、免状交付、免状の返納</p> <p>② コンビナート地域（コンビ則第2条第1項第21号）又は特定製造事業所（コンビ則第2条第1項第22号）のいずれかに係るもの</p> <p>③ 液化石油ガス法に規定する供給設備のうち、同法に規定する消費設備に接続しているもの</p> <p>④ 液化石油ガス法に規定する消費設備</p> <p>⑤ 液化石油ガス法に規定する貯蔵施設</p> <p>⑥ 液化石油ガス法に規定する充填設備のうち、供給設備に接続しているもの又は同項に規定する本所の所在地にあるもの</p>	<p>高圧ガス保安法第79条の3</p> <p>① 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号</p> <p>② 同法施行令第22条第1号</p> <p>③ 同法施行令第22条第2号</p> <p>④ 同法施行令第22条第3号</p> <p>⑤ 同法施行令第22条第4号</p> <p>⑥ 同法施行令第22条第5号</p>